

木造住宅耐震【診断】補助金について

<対象要件>

1. 平成12年(2000年)5月31日以前に建築された専用住宅及び店舗・事務所兼用住宅
2. 2階建以下の在来構法により施工された木造建築物
3. 住宅の所有者が藤沢市内に居住していること
4. 事前相談が終わっているもの

※市税を滞納している方(他の所有者を含む)は対象となりません。

※申請前に耐震診断の契約が済んでいるもの(見積りの取得は含みません)、または過去に実施した耐震診断については対象となりません。

※事前相談後12月末までに申請がない場合は、キャンセルとなります。

※令和5年度から所有者が市内居住であれば、貸家・空家でも補助対象となりました。

※令和7年度から、<対象要件1>が昭和56年から平成12年に拡充されました。

<補助金額>

耐震診断(一般診断・精密診断)にかかる費用の1/2かつ最大で6万円

<申請に必要なもの>

- ①マイナンバーカード、運転免許証(両面)、国民健康保険被保険者証等の住所を確認できる資料の写し(所有者全員分)
事前相談時に①②の書類を確認をします。
- ②固定資産(家屋)評価証明書又は家屋に係る納税通知書の写し(所有者全員分)
- ③耐震診断に要する費用の見積書の写し
※令和4年度から押印は不要となりました。ただし、申請書を訂正する場合は、申請書及び訂正箇所を押印が必要になります。(代理者が訂正する場合は、委任状に押印が必要です)

<申請期限>

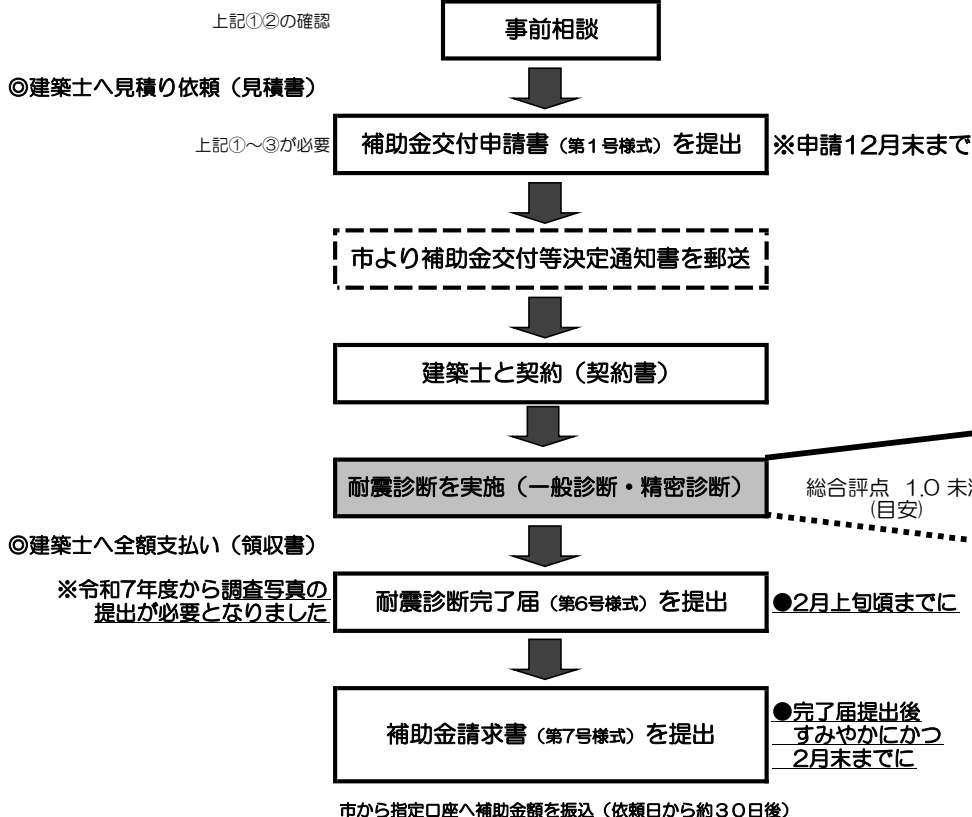
12月末までに補助金交付申請書(第1号様式)提出

<受付窓口>

住まい暮らし政策課 耐震担当
藤沢市役所分庁舎3階 電話: 0466-50-3541

地震に強い
お住まいに
するための
応援をします!

『耐震診断補助金』手続きフロー

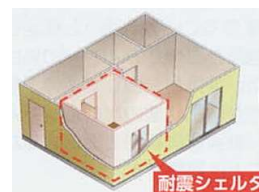


耐震改修工事

耐震性がない場合には、耐震改修工事をおすすめします。「木造住宅耐震改修工事等補助金」制度があります。耐震診断完了届を提出した時点で事前相談が開始できますので、ぜひご利用ください。

当該補助金を受ける場合、耐震診断費用の自己負担額については、更に補助の対象となります。ただし、いずれも件数に限りがあります。

耐震改修が困難な方には、「耐震シェルター等設置事業補助」制度もご用意しています。



耐震シェルター